

3. 水 環 境

(1) 水環境の概要

公共用水域等の水質調査を、河川 42 地点、海域 4 地点、池 7 地点、地下水 8 地点で実施した。

カドミウム等の健康項目については河川 31 地点、海域・池・地下水は全地点調査を行った結果、地下水 1 地点を除くすべての地点で環境基準を達成していた。

公共用水域の生活環境項目については、河川の環境基準適合率が pH99%、BOD84%、DO90%、SS100%であり、平成 16 年度と比べてほぼ横ばいであった。梅田川で 15 年度以降 3 年連続で環境基準を達成し、すべての水域で環境基準を達成した。

海域においては、COD が C 類型地点で環境基準を達成していたが、B 類型地点では達成しなかった。



河川水質環境基準点（梅田川御厩橋）

表の見方及び表記方法

ア.「平均値」は日間平均値の年間平均値である。

イ.「適合率（検体数）」は、「環境基準に適合の検体数 / 総検体数」を示す。

なお、同欄中環境基準に具体的な数値が規定されていない項目、環境基準の水域類型が未指定の地点及び環境基準以外の項目については「 - / 総検体数」と表示している。

ウ.「適合率（日数）」は、「環境基準に適合の日数 / 総測定日数」を示す。

なお、通日調査は総測定日数に含める。

エ.「75%水質値」は、年間の日間平均値の全データ（n個）をその値の小さいものから順に並べた時（DOについては値の大きいものから順に並べた時） $0.75 \times n$ （整数でない場合は直近上位の整数）番目にくるデータをいう。

たとえば、次のような 11 個のデータがあった場合には、

1.3 1.4 1.5 1.5 1.6 1.7 1.8 3.1 3.2 3.5 3.6（単位：mg/ℓ）

$0.75 \times 11 = 8.25$ 切り上げて 9

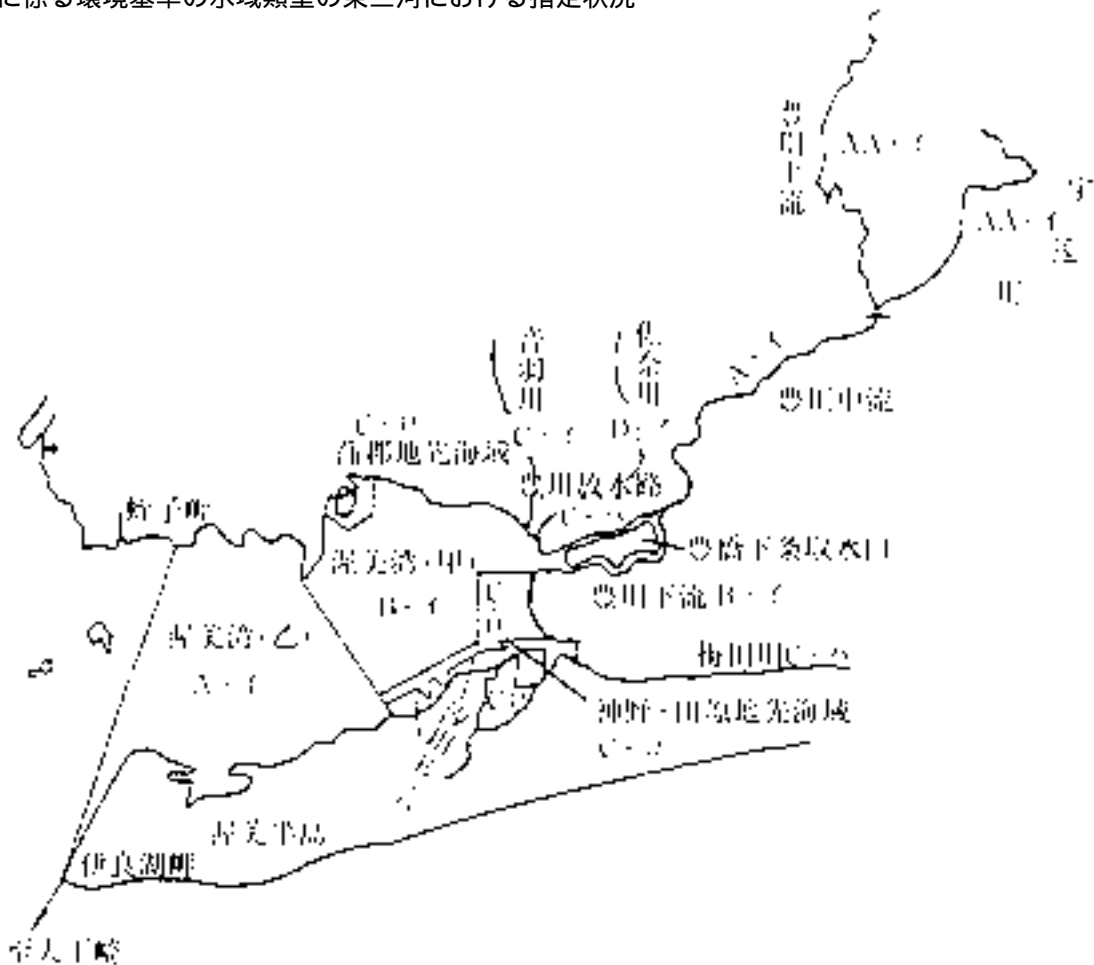
小さい方から数えて 9 番目のデータ 3.2mg/ℓ が 75%水質値となる。

オ. 海域中「全層」は、表層（海面下 0.5 m）、中層（海面下 5.0 m）の水質の平均値をいう。

カ. 生活環境項目に係る環境基準達成状況の判定は、河川では水域内の環境基準点における BOD の適合率が 75%以上のとき達成と判断する。一方、海域では、COD については同様に環境基準点での適合率が 75%以上のとき達成と判断するが、全窒素及び全リンについては環境基準点での表層の濃度の年間平均値が環境基準値を満足しているとき達成と判断する。

なお、複数の環境基準点がある場合、BOD 及び COD については、すべての基準点が基準を満足したときに達成と判断する。全窒素及び全リンについては、各基準点の年間平均値を平均した値が基準を満足したときに達成と判断する。

水質汚濁に係る環境基準の水域類型の東三河における指定状況



(2) 水環境の状況

ア．公共用水域の調査結果

健康項目（有害項目）

河川 31 地点、海域 4 地点、池 7 地点において水質の調査を行った結果、すべての地点で環境基準を達成していた。

また、水底の底質を河川 6 地点、海域 4 地点において調査した結果、水銀及び PCB についての「底質の処理・処分等に関する指針」を超える地点はなかった。

河川の生活環境項目

42 地点で調査を行った結果、環境基準が定められている河川（豊川、豊川放水路、梅田川、佐奈川）の環境基準適合率は、次表のとおりである。

年度 \ 項目	B O D	pH	D O	S S
17	84%	99%	90%	100%
16	86%	100%	96%	100%

河川別の調査結果は次のとおりである。

a 豊 川

BOD 環境基準を達成していた。なお、本市域における環境基準適合率は、BOD95%、pH100%、DO93%、SS100%であった。

地点別のBOD75%水質値は、三上橋 1.4mg / 棲、当古橋 0.8mg / 棲、下条 0.6mg / 棲、吉田大橋 0.9mg / 棲、渡津橋 1.6mg / 棲であった。B 類型の環境基準点である吉田大橋で環境基準（3 mg / 棲以下）を満たしていた。

b 豊川放水路

BOD 環境基準（C 類型：5 mg / 棲以下）を達成していた。なお、前芝大橋における環境基準適合率はBOD83%、pH100%、DO92%、SS100%であり、BOD75%水質値は 3.2mg / 棲であった。

c 梅田川

BOD 環境基準（C 類型：5 mg / 棲以下）を達成していた。環境基準適合率は、BOD66%、pH98%、DO84%、SS100%であった。

BOD75%水質値は、飛越橋 7.4mg / 棲、沢渡橋 4.7mg / 棲、御厩橋 4.9mg / 棲、植田橋 3.6mg / 棲であった。

d 佐奈川

BOD 環境基準（D 類型：8 mg / 棲以下）を達成していた。なお、浜田橋における環境基準適合率はBOD100%、pH100%、DO100%、SS100%であり、BOD75%水質値は 3.0mg / 棲で環境基準を満たしていた。

e 柳生川

類型指定なし。BOD75%水質値は、柳生橋 4.6mg / 棲、上富田橋 4.7mg / 棲、市場橋 4.6mg / 棲。

f 豊川支川（間川、神田川、朝倉川）

類型指定なし。BOD75%水質値は、間川 1.4mg / 棲、神田川 2.5mg / 棲、朝倉川 1.3mg / 棲。

海域の生活環境項目

神野・田原地先海域（C 類型）は、COD 環境基準を達成したが、渥美湾（甲）（B 類型）は達成しなかった。本市域における環境基準適合率は、概ね横ばいであった。

年度 \ 項目	C O D	pH	D O	全窒素	全 磷
17	75%	100%	100%	23%	27%
16	77%	90%	100%	31%	29%

類型別にみると、神野・田原地先海域（C 類型）の適合率は、COD100%、pH100%・DO100%であり、渥美湾（甲）（B 類型）では、COD0%、pH100%、DO100%であった。また、全窒素、全磷は4地点すべてで環境基準（全窒素Ⅴ類型：0.6mg / 棲以下、全磷Ⅴ類型：0.05mg / 棲以下）を超えていた。

潺池の生活環境項目

7地点の調査を行った結果、COD(平均値)8 mg / 棲以下が2地点(前年度1地点)、全窒素(同)1 mg / 棲以下が3地点(2地点)、全磷 0.1mg / 棲以下が3地点(3地点)であった。

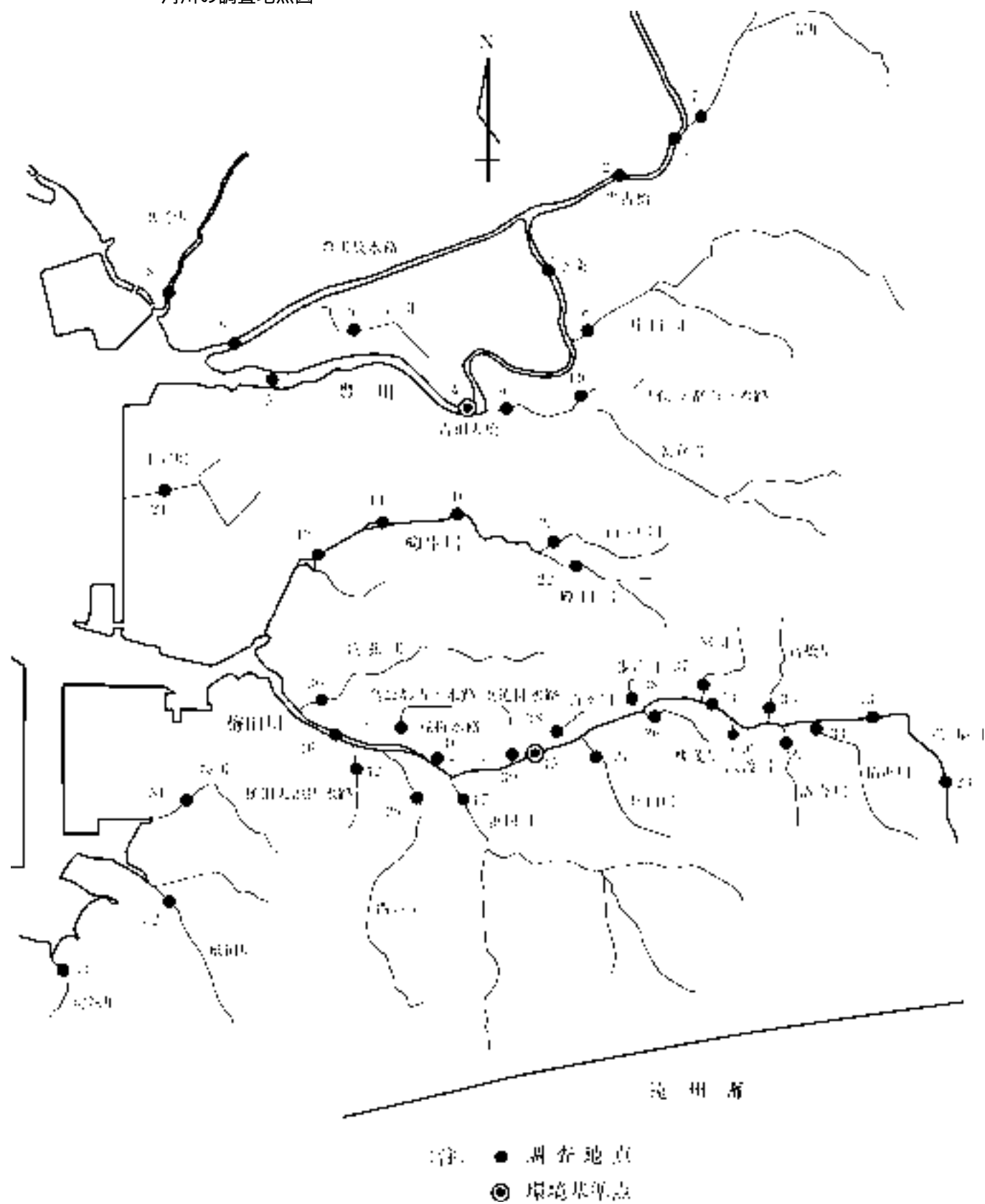
イ. 地下水の調査結果

定点4地点、単年度調査4地点の計8地点において環境基準が定められているカドミウム始め26項目の調査を行った結果、1地点（東赤沢町）で16年度に引き続いて「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が環境基準を超過していた。

ウ．公共用水域の水質調査地点

河川の水質調査地点

河川の調査地点図



河川の調査地点及び類型指定

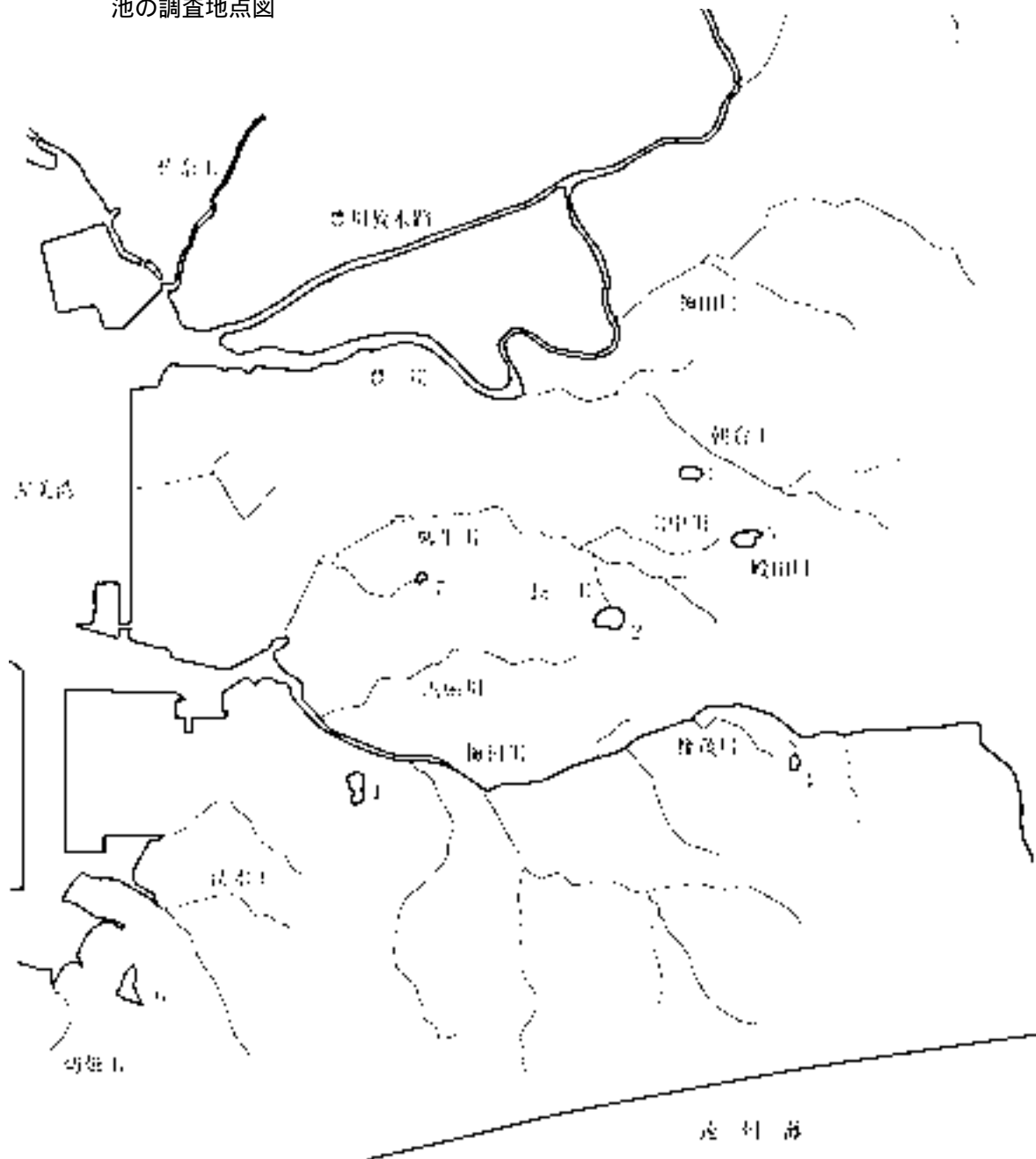
水域	地点番号	河川名	地点名	環境基準の類型指定		
				類型	指定年月日	
豊川等水域	1	豊川	三上橋	A・イ	平 11 . 3 . 31 (昭 46 . 5 . 25)	
	2	"	当古橋	A・イ		
	3	"	下条橋	A・イ		
	④	"	吉田大橋	B・イ		
	5	"	渡津橋	B・イ		
	6	豊川放水路	前芝大橋	C・イ		
	7	間川	六盃橋	-	昭 50 . 3 . 31	
	8	神田川	神田川橋	-		
	9	朝倉川	境川橋	-		
	10	柳生川	柳生橋	-		
	11	"	上富田橋	-		
	12	"	市場橋	-		
	13	梅田川	飛越橋	C・八		
	14	"	沢渡橋	C・八		
	⑮	"	御厩橋	C・八		
	16	"	植田橋	C・八		
	17	浜田川	佐久良橋	-		平 11 . 3 . 31 (昭 62 . 3 . 30)
	18	佐奈川	浜田橋	D・イ		
	19	ライホテ都市下水路	御園橋	-		
	20	江川	東海道線下	-		
	21	二十間川	二十間橋	-		
	22	殿田川	茶屋橋	-		
	23	山中川	本興寺橋	-		
	24	(県) 境川	新幹線下	-		
	25	落合川	落合橋	-		
	26	権茂川	梅田川合流点手前	-		
	27	坪口川	坪口橋	-		
	28	百々川	梅田川合流点手前	-		
	29	西の川	鎌田橋	-		
	30	内張川	塩浜橋	-		
	31	境川	万溪橋	-		
	32	紙田川	境川橋	-		
	33	切畑川	国道 259 号下	-		
	34	精進川	梅田川合流点手前	-		
	35	新橋川	梅田川合流点手前	-		
	36	沢渡川	梅田川合流点手前	-		
	37	宮川	梅田川合流点手前	-		
	38	藤並川	梅田川合流点手前	-		
	39	浜道排水路	梅田川合流点手前	-		
	40	緑排水路	野依橋北	-		
	41	高師都市下水路	東三河環状線北	-		
	42	植田大池排水路	植田小学校北	-		

(注) 印は環境基準点

(注) 地点番号 2 ~ 4 は国土交通省調査地点

池の水質調査地点

池の調査地点図



池の調査地点

番号	池名	所在地
1	植田大池	植田町
2	長三池	佐藤町
3	水神池	岩田町
4	沢渡池	大岩町
5	上庄池	岩田町
6	七股池	杉山町
7	鯰池	柱八番町

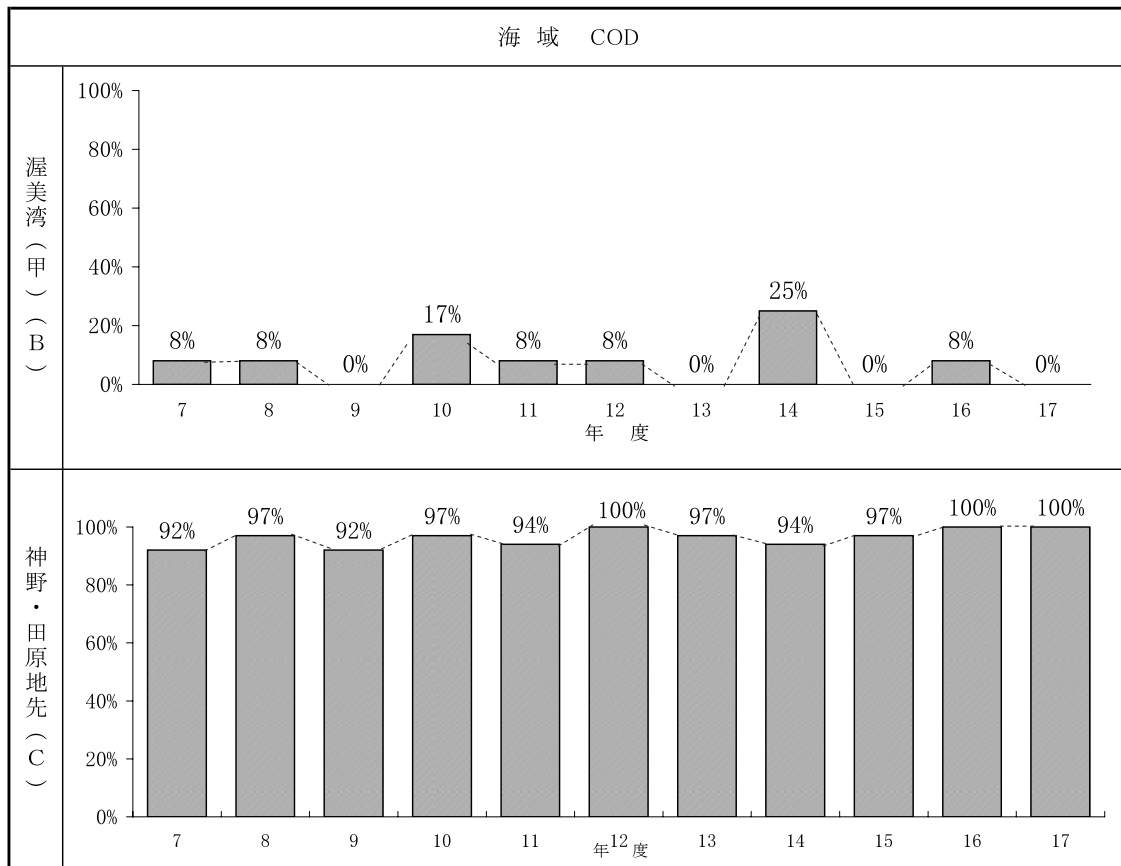
工．生活環境項目環境基準適合状況

環境基準適合率

河川名 海域名	類 型	調 査 地 点	pH		DO		BOD		COD		SS		全窒素(表層)		全燐(表層)	
			適合率 (日数)	%	適合率 (日数)	%	適合率 (日数)	%	適合率 (日数)	%	適合率 (日数)	%	適合率 (日数)	%	適合率 (日数)	%
豊川	A	3	36/36	100	32/36	89	34/36	94			36/36	100				
	B	2	25/25	100	25/25	100	24/25	96			25/25	100				
	小計	5	61/61	100	57/61	93	58/61	95			61/61	100				
豊川放水路	C	1	12/12	100	11/12	92	10/12	83			12/12	100				
梅田川	C	4	49/50	98	42/50	84	33/50	66			50/50	100				
佐奈川	D	1	12/12	100	12/12	100	12/12	100			12/12	100				
河川計		11	134/135	99	122/135	90	113/135	84			135/135	100				
渥美湾(甲)	B	1	12/12	100	12/12	100			0/12	0						
神野・田原地先	C	3	36/36	100	36/36	100			36/36	100						
三河湾(口)		4											11/48	23	13/48	27
海域計		4	48/48	100	48/48	100			36/48	75			11/48	23	13/48	27

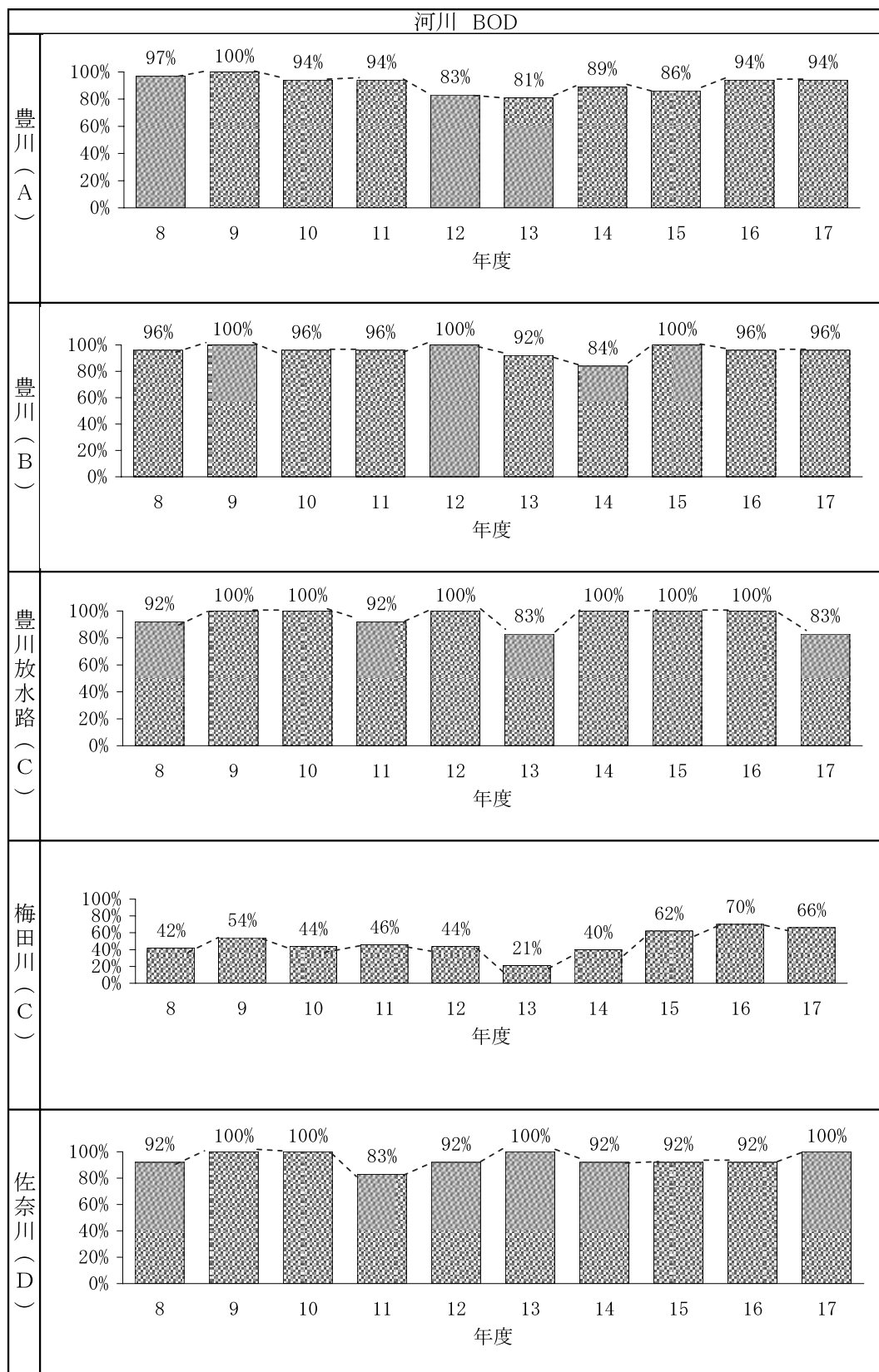
(注) 適合率(%) = (環境基準に適合した日数) / (総測定日数) × 100

環境基準適合率の経年変化



(注) 斜線部分及び数字は環境基準適合率(%)である。

河川の環境基準適合率の経年変化

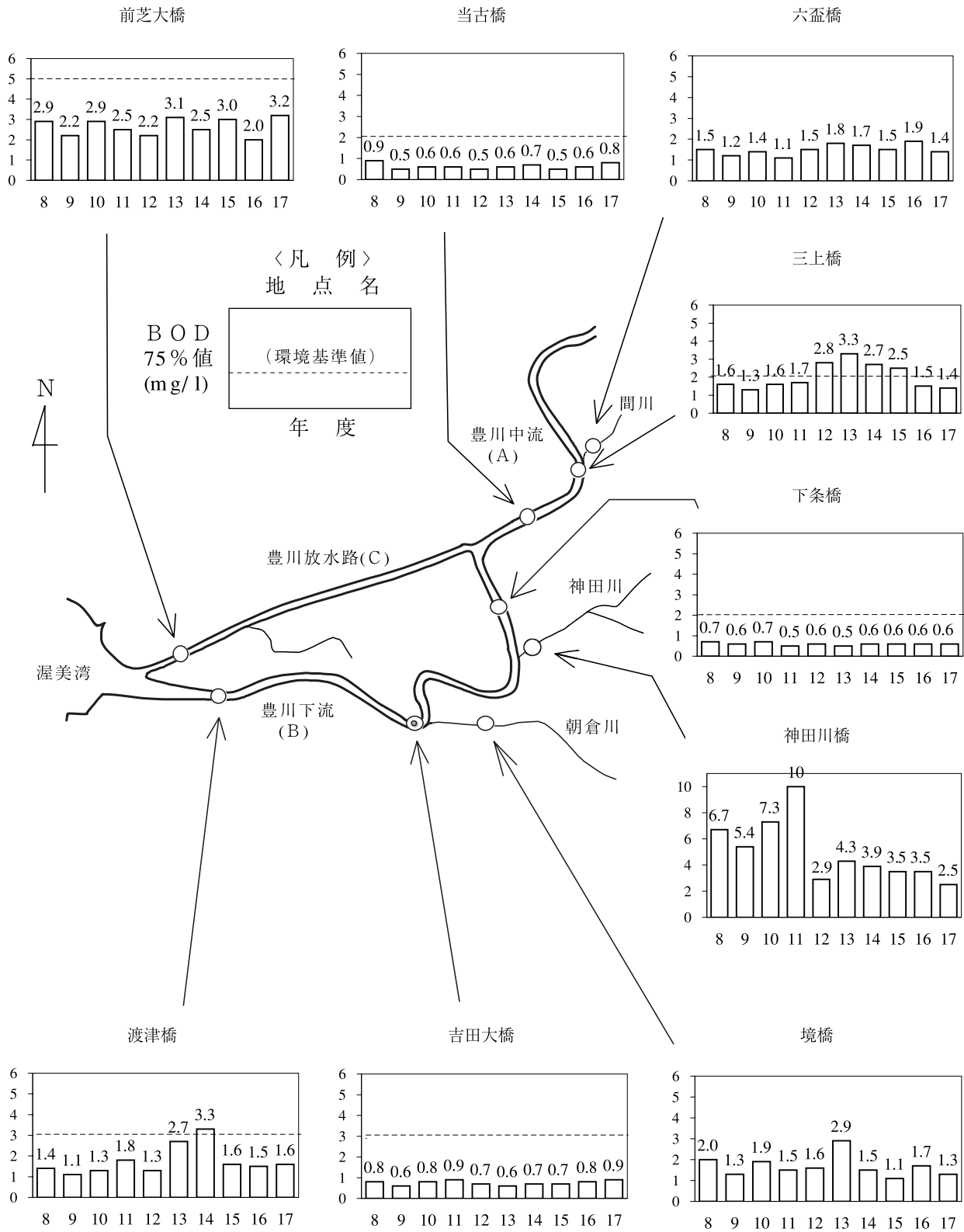


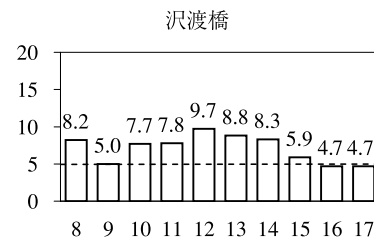
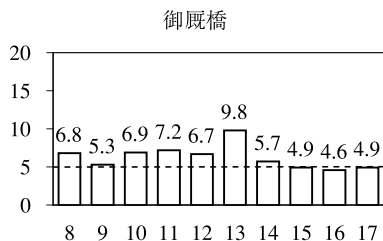
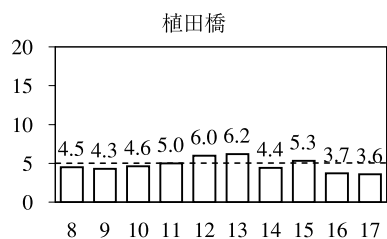
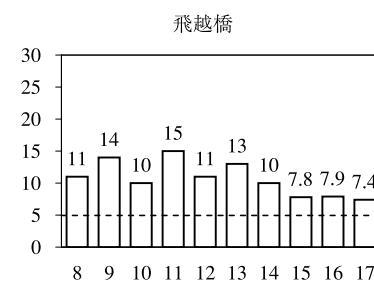
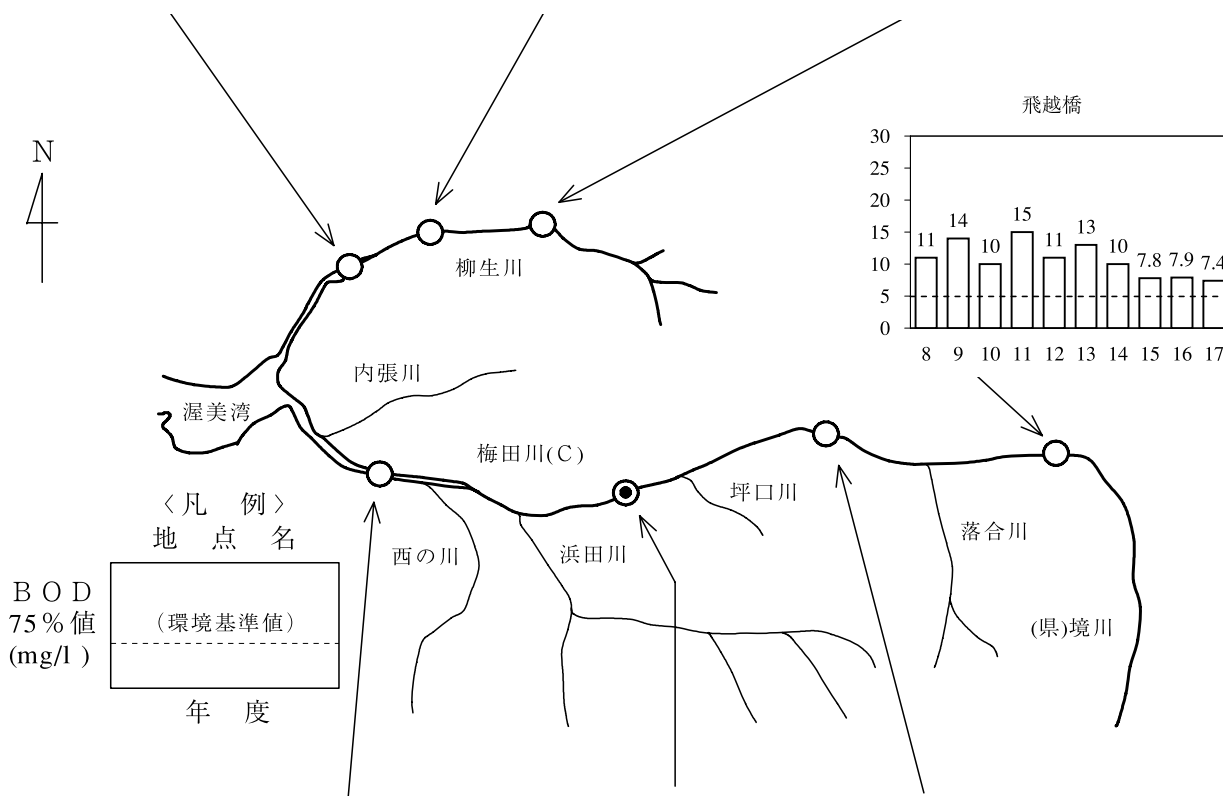
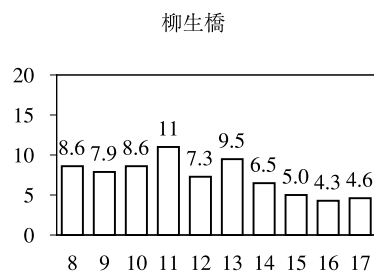
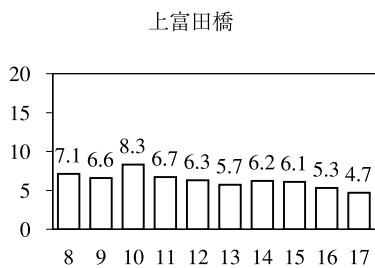
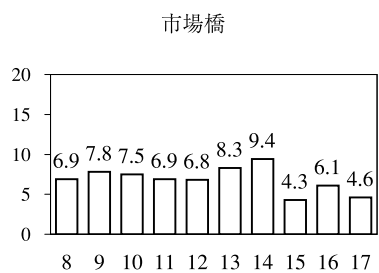
(注) 斜線部分及び数値は環境基準適合率 (%) である。

佐奈川については平成 10 年度までは、E 類型での評価である。

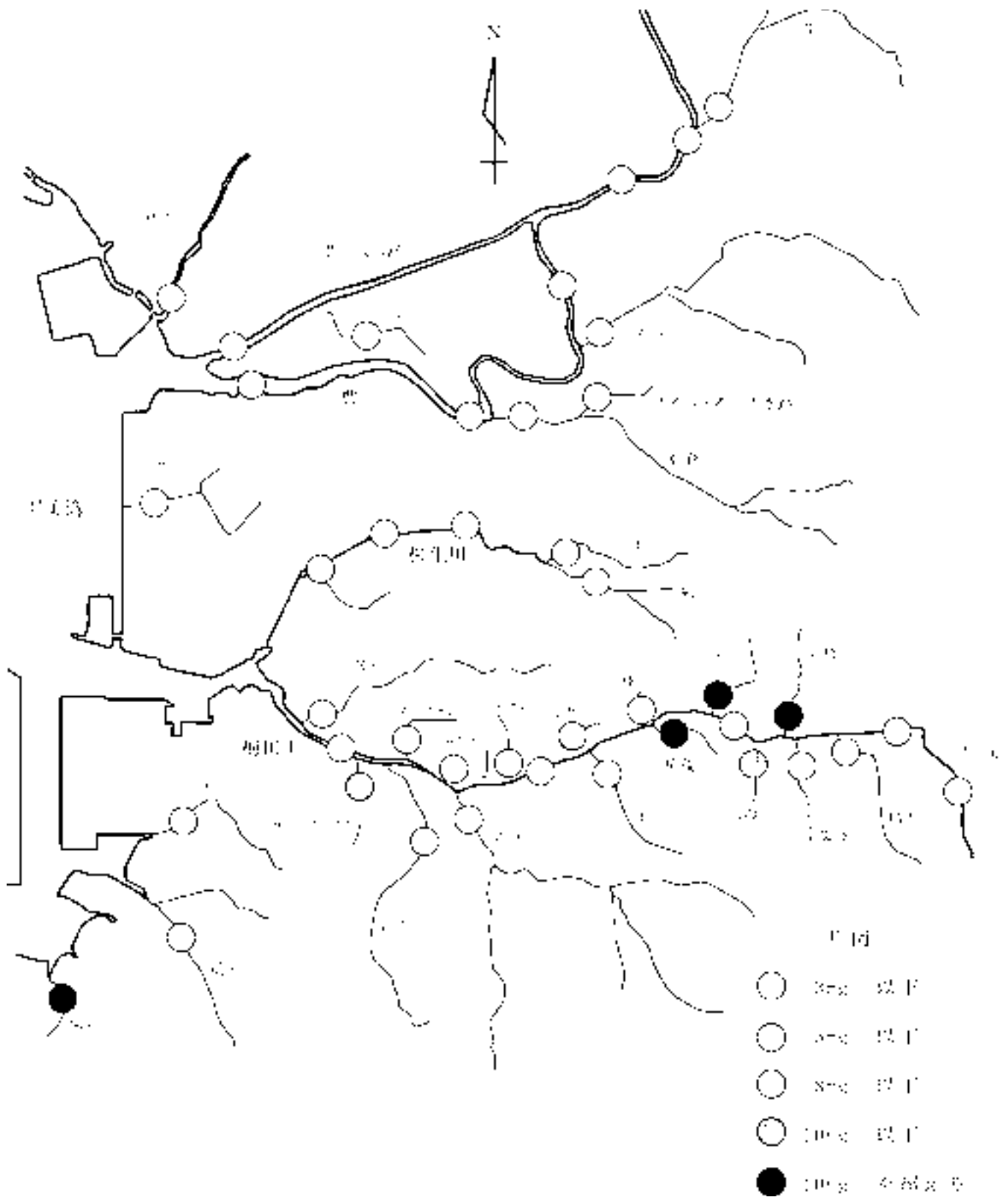
オ．河川の水質調査結果

BOD75%値経年変化



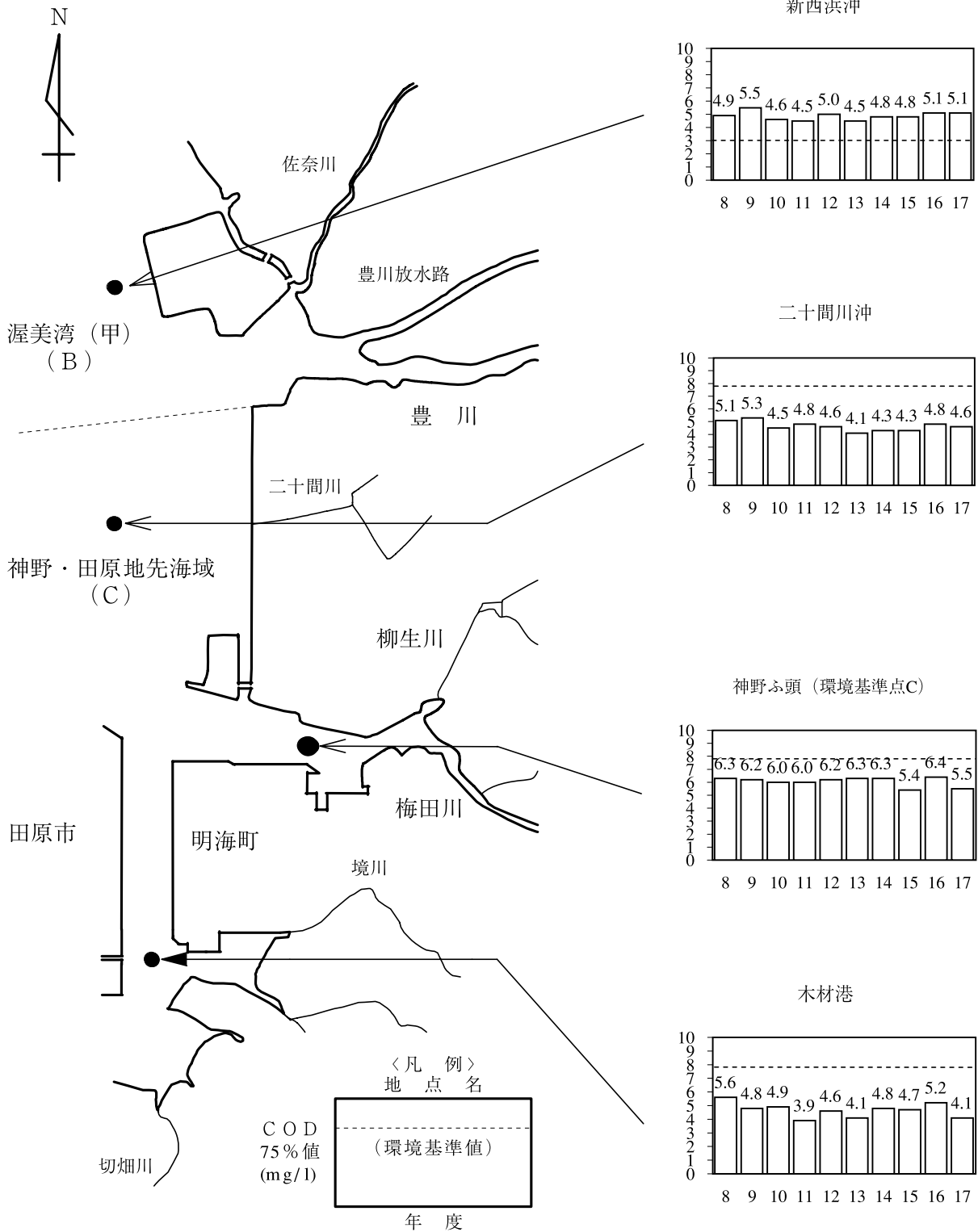


BOD 平均値による河川汚濁状況

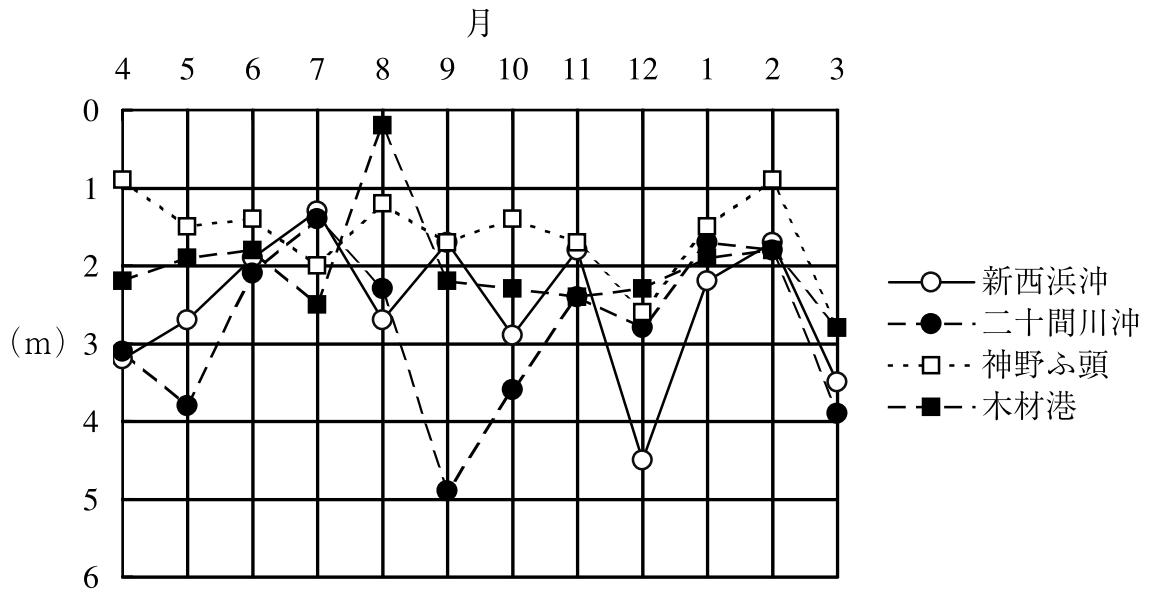


カ．海域の水質調査結果

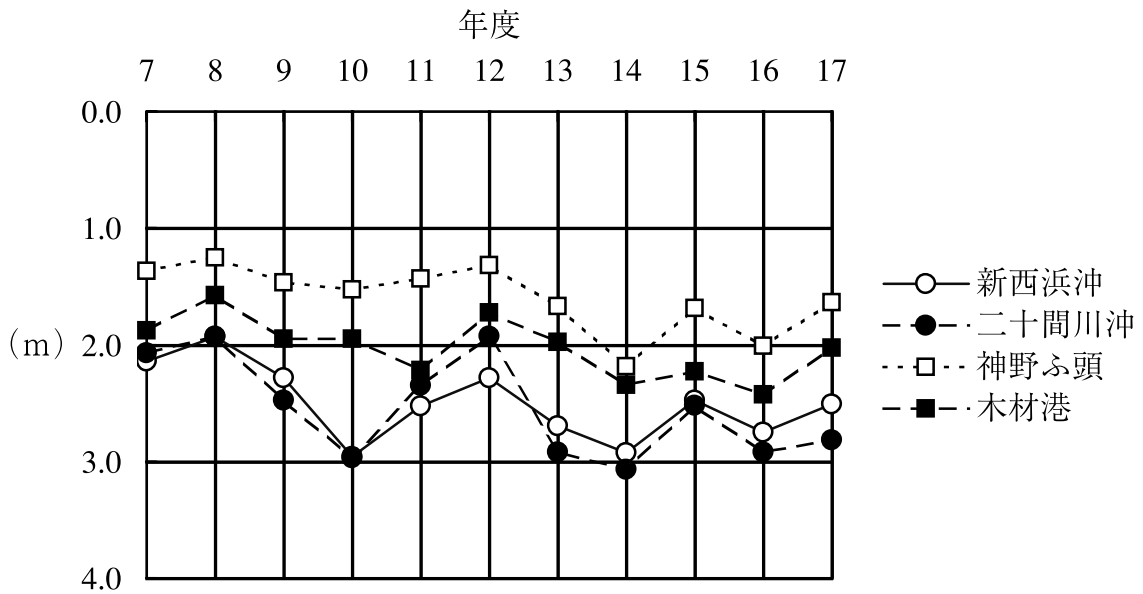
COD75%値経年変化



透明度の経月変化



透明度の経年変化



キ．地下水の水質調査結果

地下水水質調査地点図



地下水水質調査地点一覧表

地点番号	調査地点	調査内容	地点番号	調査地点	調査内容	地点番号	調査地点	調査内容
1	賀茂町	概況調査 (定点調査)	5	井原町	概況調査 (単年度調査)	9	東赤沢町	定期モニタリング調査
2	向山町		6	大村町				
3	東赤沢町		7	天伯町				
4	佐藤町		8	神野新田町				

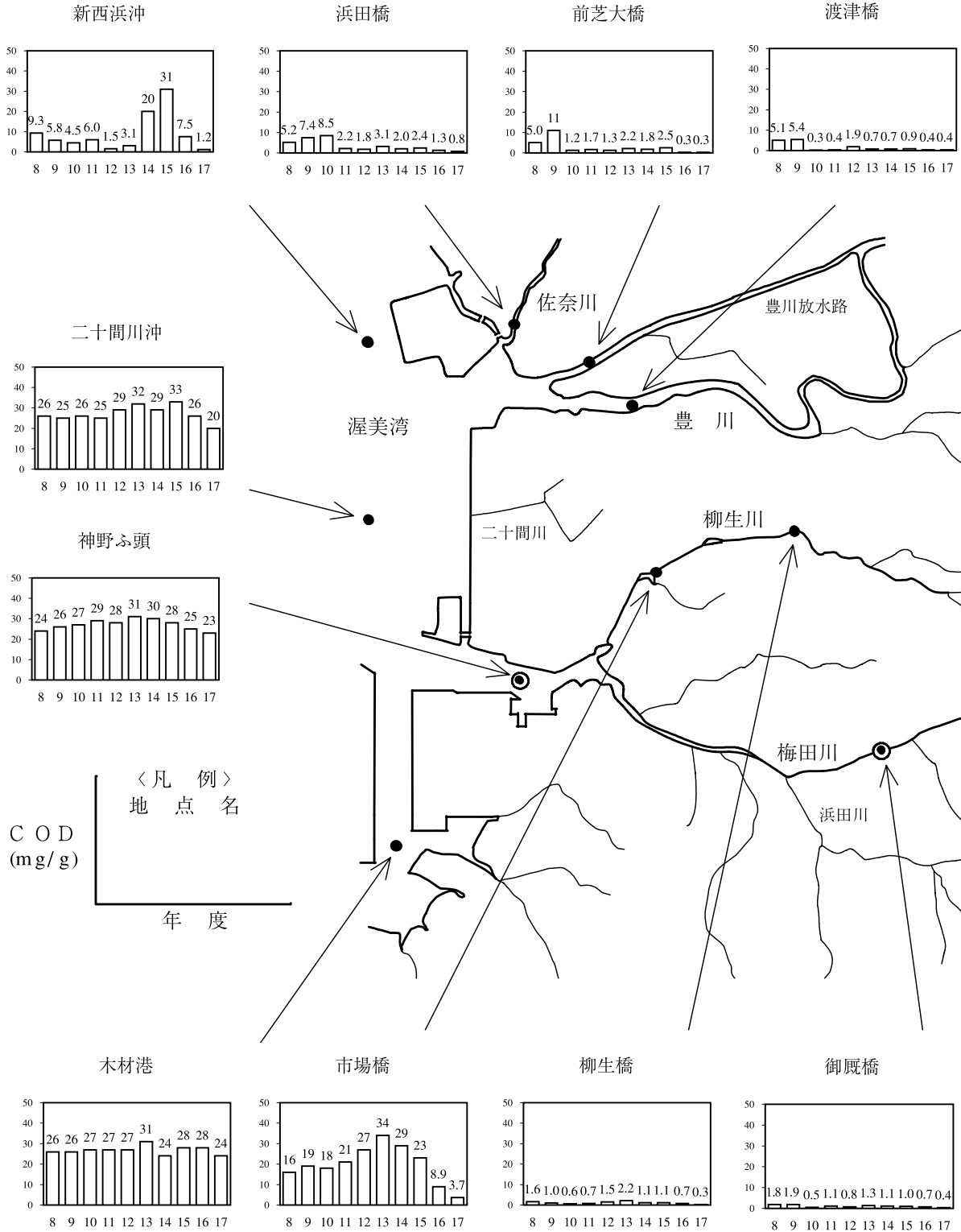
地下水水質調査結果

調 査 地 点		1. 賀茂町	2. 向山町	3. 東赤沢町	4. 佐藤町
環 境 基 準 項 目 項 要 監 視 の そ の 他	カ ド ミ ウ ム (mg/ℓ)	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
	全 シ ア ン (mg/ℓ)	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1
	鉛 (mg/ℓ)	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
	六 価 ク ロ ム (mg/ℓ)	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04
	砒 素 (mg/ℓ)	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
	総 水 銀 (mg/ℓ)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	ア ル キ ル 水 銀 (mg/ℓ)	-	-	-	-
	P C B (mg/ℓ)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	ジ ク ロ ロ メ タ ン (mg/ℓ)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	四 塩 化 炭 素 (mg/ℓ)	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	1,2-ジククロロエタン (mg/ℓ)	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004
	1,1-ジククロロエチレン (mg/ℓ)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	シス-1,2-ジククロロエチレン (mg/ℓ)	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004
	1,1,1-トリククロロエタン (mg/ℓ)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	1,1,2-トリククロロエタン (mg/ℓ)	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
	トリククロロエチレン (mg/ℓ)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	テトラククロロエチレン (mg/ℓ)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	1,3-ジククロロプロペン (mg/ℓ)	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	チ ウ ラ ム (mg/ℓ)	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
	シ マ ジ ン (mg/ℓ)	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
	チ オ ベ ン カ ル プ (mg/ℓ)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	ベ ン ゼ ン (mg/ℓ)	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
	セ レ ン (mg/ℓ)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/ℓ)	< 0.10	< 0.10	12	0.11
	ふ っ 素 (mg/ℓ)	< 0.08	< 0.08	< 0.08	0.09
	ほ う 素 (mg/ℓ)	0.05	0.02	0.02	0.02
	E P N (mg/ℓ)	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
	ク ロ ル ニ ト ロ フ ェ ン (mg/ℓ)	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001
	ニ ッ ケ ル (mg/ℓ)	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
モ リ ブ デ ン (mg/ℓ)	< 0.007	< 0.007	< 0.007	< 0.007	
ア ン チ モ ン (mg/ℓ)	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	
pH	7.6	7.4	5.8	6.3	
電 気 伝 導 率 (mS/m)	21	19	29	18	

調 査 地 点		5. 井原町	6. 大村町	7. 天伯町	8. 神野新田町
環 境 基 準 項 目	カ ド ミ ウ ム (mg/棲)	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
	全 シ ア ン (mg/棲)	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1
	鉛 (mg/棲)	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
	六 価 ク ロ ム (mg/棲)	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04
	砒 素 (mg/棲)	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
	総 水 銀 (mg/棲)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	ア ル キ ル 水 銀 (mg/棲)	-	-	-	-
	P C B (mg/棲)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	ジ ク ロ ロ メ タ ン (mg/棲)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	四 塩 化 炭 素 (mg/棲)	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	1,2-ジククロエタン (mg/棲)	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004
	1,1-ジククロエチレン (mg/棲)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	シス-1,2-ジククロエチレン (mg/棲)	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004
	1,1,1-トリククロエタン (mg/棲)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	1,1,2-トリククロエタン (mg/棲)	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
	トリククロエチレン (mg/棲)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	テトラククロエチレン (mg/棲)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	1,3-ジククロプロペン (mg/棲)	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	チ ウ ラ ム (mg/棲)	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
	シ マ ジ ン (mg/棲)	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
	チ オ ベ ン カ ル プ (mg/棲)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	ベ ン ゼ ン (mg/棲)	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
	セ レ ン (mg/棲)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/棲)	0.15	0.18	0.14	0.40
	ふ っ 素 (mg/棲)	< 0.08	< 0.08	< 0.08	< 0.08
	ほ う 素 (mg/棲)	0.02	0.03	0.02	0.07
	項 要 監 視 目	E P N (mg/棲)	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
ク ロ ル ニ ト ロ フ ェ ン (mg/棲)		< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001
ニ ッ ケ ル (mg/棲)		< 0.001	0.004	< 0.001	< 0.001
モ リ ブ デ ン (mg/棲)		< 0.007	< 0.007	< 0.007	< 0.007
ア ン チ モ ン (mg/棲)		< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
の そ 項 の 目 他	pH	7.3	7.2	7.8	7.5
	電 気 伝 導 率 (mS/m)	16	17	17	150

ク. 底質調査結果

COD の経年変化



(3) 事業場の調査及び指導

「水質汚濁防止法」では、特に汚水の発生する恐れのある施設を特定施設として定め、特定施設を設置し、汚水等を排出する工場・事業場（特定事業場）を規制の対象とし、特定施設の設置等についての届出義務や、排水基準に基づく規制の適用について定めている。

また、昭和 55 年 7 月からは従来の濃度規制に加え、伊勢湾流域の日平均排出水量 50m³ 以上の特定事業場（指定地域内事業場）を対象に総量規制制度が導入されている。

特定事業場数は、平成 18 年 3 月末現在、800 件で、これらを業種又は施設別で見ると、畜産農業 199 件、自動車両洗浄施設 127 件、洗たく業 88 件が多く、この 3 業種及び施設で 1 / 2 以上となっていた。

このうち生活環境項目の排水基準規制対象となる特定事業場数は 148 件で、さらに総量規制基準の対象となる指定地域内事業場数は 106 件であった。

平成 17 年度において、健康項目を含む水質調査に係る立入検査を延 209 件（155 事業場）実施した。

その結果、排水基準の違反件数は 36 件であり、業種・施設別で見ると畜産農業が 21 件で最も多くなっている。

排水基準違反を項目別で見ると BOD、SS、窒素などであり、これら排水基準違反事業場に対しては、汚水の処理の方法、施設の維持管理などについて文書により 36 件改善指導した。

また、指定地域内事業場に対しては、汚濁負荷量の削減指導を行うとともに、総量規制の適用を受けない小規模事業場等に対しても汚濁負荷量の削減対策を推進するため、愛知県が定めた「小規模事業場等排水対策指導要領」に基づき 3 事業場の立入検査を実施した。

さらに、臨海部進出企業を主とする公害防止協定締結事業場については、公害の防止に関する協定第 3 条による採水立入調査を実施し、指導基準を超過した事業場に対して改善指導を行った。

ア.立入調査結果
特定事業場

号番号	業種又は施設名	水質立入事業場数	水質調査立入延件数	基準違反事業場延件数	違反項目	文書指導
1の2	畜産農業又はサービス業	31	68	21	pH、BOD、SS、T-N、T-P	21
2	畜産食料品製造業	7	7	3	BOD、SS、T-N、T-P	3
3	水産食料品製造業	4	4			
4	野菜、果実原料の保存食料品製造業	2	2	1	T-P	1
5	みそ、しょう油等製造業	1	1			
9	米菓製造業又はこうじ製造業	1	1			
11	動物系飼料又は有機質肥料製造業	2	2			
17	豆腐又は煮豆製造業	1	1			
18の2	冷凍調理食品製造業	3	4			
19	紡績又は繊維製造業	2	2			
21	化学繊維製造業	1	1			
23	パルプ、紙又は紙加工品製造業	1	5			
33	合成樹脂製造業	1	1			
47	医薬品製造業	1	1			
53	ガラス又はガラス製品製造業	2	2			
59	砕石業	5	5			
61	鉄鋼業	1	1			
63	金属製品又は機械器具製造業	4	6			
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	10	12			
66	電気めっき施設	6	6			
66の2	旅館業	4	4	1	pH	1
66の4	弁当仕出屋又は弁当製造業	5	5	2	pH、BOD、SS、T-P	2
66の5	飲食業	1	1			
67	洗たく業	4	4	2	T-P	2
68の2	病院	4	4			
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業	1	1			
70の2	自動車分解整備業	1	1			
71	自動式車両洗浄施設	4	4	1	SS	1
71の2	研究・試験・検査機関	5	6			
71の4	産業廃棄物処理施設	3	5			
72	し尿処理施設	21	23	4	pH、BOD、SS、T-P	4
73	下水道終末処理施設	7	10			
74	特定事業場からの排水の処理施設	3	4	1	pH、T-N	1
-	指定地域特定施設(浄化槽)	6	5			
	計	155	209	36		36

公害防止協定事業場

事業場数	採水立入		指導基準不適合状況		改善指導
	事業場数	検体数	延件数	主な項目	
108	26	30	5	pH、BOD、COD、SS等	5

小規模事業場

事業場数	採水立入		指導基準不適合状況		改善指導
	事業場数	検体数	延件数	主な項目	
50	3	3	0		0

イ．水質総量規制制度

水質の総量規制制度は、人口や産業等が集中し、汚濁が著しい広域的な閉鎖性水域について、排水濃度規制のみによっては水質環境基準の維持達成が困難である場合に当該水域の水質に影響を及ぼす汚濁負荷量を全体的に削減しようとする制度であり、昭和 53 年 6 月 13 日（公布）に水質汚濁防止法等の一部改正により導入（昭和 54 年 6 月 12 日）され、昭和 54 年以降、四次にわたり実施されてきた。

この結果、伊勢湾では指定地域内における化学的酸素要求量（以下、「COD」という。）に係る汚濁負荷量は着実に減少してきているが、環境基準の達成が未だ十分でないことから、愛知県知事は国が定めた総量削減基本方針を受けて、平成 14 年 7 月 12 日に COD、窒素及びりんの水質汚濁負荷量を削減するため第五次総量規制基準を定め、平成 14 年 10 月 1 日より適用することとした。

これにより総量規制の対象となる指定地域内事業場（指定地域内の特定事業場で日平均排水量が 50m³ 以上のもの）は COD に加え、窒素、りんも含めた総量規制基準の遵守義務が課せられることとなった。

COD に係る総量削減計画の経緯及び窒素、りに係る削減目標量

区 分		第一次	第二次	第三次	第四次	第五次
総量削減計画策定年月		昭和 55 年 4 月	昭和 62 年 5 月	平成 3 年 3 月	平成 8 年 7 月	平成 14 年 7 月
目 標 年 度		昭 和 59 年 度	平 成 元 年 度	平 成 6 年 度	平 成 11 年 度	平 成 16 年 度
負荷量	(前)	172 トン / 日 (昭和 54 年度)	163 トン / 日 (昭和 59 年度)	153 トン / 日 (平成元年度)	136 トン / 日 (平成 6 年度)	122 トン / 日 (平成 11 年度)
	(後)	163 トン / 日 (昭和 59 年度)	153 トン / 日 (平成元年度)	136 トン / 日 (平成 6 年度)	122 トン / 日 (平成 11 年度)	110 トン / 日 (平成 16 年度 の 目 標)

		削減目標量 (トン / 日)	(参考) 平成 11 年度における量 (トン / 日)
窒素	生活排水	37	39
	産業排水	15	16
	その他	21	23
	合計	73	78
りん	生活排水	3.5	3.8
	産業排水	2.1	2.2
	その他	2.0	2.7
	合計	7.6	8.7

特定事業場数（小規模事業場を含む）

平成 18 年 3 月 31 日現在

号番号	業種又は施設名	規制事業場内訳数					計	特定事業場数			指定地域内の事業場数	小規模事業場数
		20以上 50未満	50以上 100未満	100以上 200未満	200以上 400未満	400以上		規制	未規制	計		
1の2	畜産農業又はサービス業	15	12	4			16	31	168	199	193	15
2	畜産食料品製造業	1	3	1	1	3	8	9	9	18	18	1
3	水産食料品製造業		1	2		1	4	4	15	19	19	2
4	野菜、果実原料の保存食料品製造業		1		1		2	2	7	9	8	1
5	みそ、しょう油等製造業				1		1	1	4	5	5	
9	米菓製造業又はこうじ製造業		1				1	1		1	1	
10	飲料製造業						0		1	1	1	
11	動物系飼料又は有機質肥料製造業	1				1	1	2	1	3	3	1
16	めん類製造業						0		5	5	5	
17	豆腐又は煮豆製造業						0		10	10	10	1
18の2	冷凍調理食品製造業	1		1	1		2	3	1	4	4	1
19	紡績又は繊維製造業				1		1	1	2	3	3	
21	化学繊維製造業					1	1	1		1	1	
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業						0		1	1	1	
21の3	合板製造業						0		3	3	3	
23	パルプ、紙又は紙加工品製造業					1	1	1		1	1	
23の2	新聞業、出版業、印刷業及び製版業						0		8	8	8	
33	合成樹脂製造業		1				1	1		1	1	
47	医薬品製造業				1		1	1	1	2	2	
53	ガラス又はガラス製品製造業	1		1			1	2		2	2	1
54	セメント製品製造業						0		9	9	9	
55	生コンクリート製造業						0		8	8	8	
59	砕石業	3	2				2	5		5	5	3
61	鉄鋼業					1	1	1		1	1	
63	金属製品又は機械器具製造業		1	1		1	3	3	13	16	16	
64の2	水道施設						0		3	3	3	
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	2	2	1	1	1	5	7	7	14	14	2
66	電気めっき施設	3			2		2	5	2	7	7	3
66の2	旅館業	4			1		1	5	44	49	47	7
66の3	共同調理場						0		4	4	4	
66の4	弁当仕出屋又は弁当製造業		4	1			5	5	4	9	9	
66の5	飲食業						0		4	4	4	
67	洗たく業	1		2			2	3	85	88	88	1
68	写真現像業						0		23	23	23	
68の2	病院			1	3		4	4	3	7	7	
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業					1	1	1		1	1	
69の3	地方卸売市場						0		1	1	1	
70の2	自動車分解整備業						0		11	11	11	1
71	自動式車両洗浄施設	4	2				2	6	121	127	126	4
71の2	研究・試験・検査機関					1	1	1	11	12	12	1
71の4	産業廃棄物処理施設		2	1			3	3	3	6	5	
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンによる洗浄施設	1					0	1		1	1	
72	し尿処理施設	2	5	4	4	7	20	22		22	22	2
73	下水道終末処理施設					7	7	7		7	7	
74	特定事業場からの排水の処理施設	2					0	2	3	5	5	2
-	指定地域特定施設（浄化槽）		4	1	2		7	7	57	64	64	
-	その他											1
	計	41	41	21	19	26	107	148	652	800	789	50

（注）規制・未規制は、生活環境項目に係る区分

ウ．小規模事業場排水対策

昭和 56 年 2 月、愛知県は水質汚濁防止法対象事業場のうち総量規制の適用されない事業場（日平均排水量が 50m³ 未満のもの）等に対して汚濁負荷量の削減を行うため、「小規模事業場等排水対策指導要領」を定めた。平成 15 年 10 月より、従来の COD に加え、窒素及びりん含有量の指導値を設定し、対象業種の追加を行った。指導値及び事業場数を下表に示す。平成 17 年度は 3 事業場について採水立入検査を実施した。

(1) COD

平成 18 年 3 月 31 日現在

項 番 号	1		2	
区 分	特定事業場で日平均排水量が 50m ³ 未満のもの		そ の 他 の も の で 日 平 均 排 水 量 が 20m ³ 以 上 の も の	次に掲げる施設を有する事業場等で、 日平均排水量が 50m ³ 以上のもの (1) 集団給食施設、 飲食店の調理施設 (2) 段ボール製造業の コルゲートマシン (3) 惣菜製造業、 パン・菓子製造業の洗浄施設 (4) 金属製品等製造業で水溶性油剤 を使用する金属工作機械
	県条例による上乗せ排水基準が 適用されるもの			
	昭和 56 年 7 月 1 日に現に設置 されているもの	昭和 56 年 7 月 1 日以降に設置 されているもの		
排水の種類	特 定 排 出 水		排 出 水	
C O D の 指 導 値 (mg / 棲)	告示別表の業種区分に応じた値 (注)		160	
	表 第 3 欄 の (1) の 値	表 第 3 欄 の (3) の 値		
事業場数	19	22	8	1

(2) 窒素・りん

項 番 号	1		2	
区 分	特定事業場で日平均排水量が 50m ³ 未満のもの		そ の 他 の も の で 日 平 均 排 水 量 が 20m ³ 以 上 の も の	次に掲げる施設を有する事業場等で、 日平均排水量が 50m ³ 以上のもの (1) 集団給食施設、 飲食店の調理施設 (2) 段ボール製造業の コルゲートマシン (3) 惣菜製造業、 パン・菓子製造業の洗浄施設 (4) 金属製品等製造業で水溶性油剤 を使用する金属工作機械
	県条例による上乗せ排水基準が 適用されるもの			
	平成 15 年 3 月 31 日に現に設 置されているも の	平成 15 年 3 月 31 日以降に設 置されているも の		
排水の種類	特 定 排 出 水		排 出 水	
窒素含有量 (りん含有量) の 指 導 値 (mg / 棲)	告示別表の業種区分に応じた値 (注)		120 (16)	
	表 第 3 欄 の (1) の 値	表 第 3 欄 の (2) の 値		
事業場数	40	1	8	1

(注) 水質汚濁防止法第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく総量規制基準に係る告示

(平成 14 年愛知県告示第 543 号、第 544 号、第 545 号)

エ．水質汚濁防止法に基づく届出件数

平成 18 年 3 月 31 日現在

号番号	業種又は施設名	5-1	7	10	10	11-3	14-3	計
		設置	構造 変更	氏名 変更	廃止	承継	測定 手法	
1の2	畜産農業又はサービス業	3			1			4
2	畜産食料品製造業			1				1
3	水産食料品製造業							0
4	野菜、果実原料の保存食料品製造業		1					1
5	みそ、しょう油等製造業	1			1			2
9	米菓製造業又はこうじ製造業							0
10	飲料製造業							0
11	動物系飼料又は有機質肥料製造業							0
16	めん類製造業							0
17	豆腐又は煮豆製造業			1	1			2
18の2	冷凍調理食品製造業	1		2			1	4
19	紡績又は繊維製造業							0
21	化学繊維製造業							0
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業							0
21の3	合板製造業							0
23	パルプ、紙又は紙加工品製造業	2			2			4
23の2	新聞業、出版業、印刷業及び製版業	1		1				2
33	合成樹脂製造業							0
47	医薬品製造業							0
53	ガラス又はガラス製品製造業							0
54	セメント製品製造業				1			1
55	生コンクリート製造業			1	2			3
59	砕石業							0
61	鉄鋼業	1		1				2
63	金属製品又は機械器具製造業	1	2	2	3			8
64の2	水道施設			2				2
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	4	4	2	6	1		17
66	電気めっき施設		1	1		1		3
66の2	旅館業	1		2				3
66の3	共同調理場		1					1
66の4	弁当仕出屋又は弁当製造業							0
66の5	飲食業							0
67	洗たく業							0
68	写真現像業							0
68の2	病院			1				1
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業							0
69の3	地方卸売市場			1				1
70の2	自動車分解整備業							0
71	自動式車両洗浄施設	7		5	5	2		19
71の2	研究・試験・検査機関			1	1	1		3
71の4	産業廃棄物処理施設	1	1	1	1			4
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンによる洗浄施設							0
72	し尿処理施設		1	2	1		2	6
73	下水道終末処理施設							0
74	特定事業場からの排水の処理施設							0
-	指定地域特定施設（浄化槽）		1	4	3	4	1	13
	計	23	12	31	28	9	4	107